

第2節 みどりの保全・緑化の推進 - みどりは空気の清浄機 -

1 緑地保全の現状

八王子は山地・丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の6割以上を占める都内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住意向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が19年度市政世論調査においてもトップを占め(56.8%)、市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

また、みどりは、市民生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、地球温暖化の原因にもなっている二酸化炭素を吸収し、(年間1ヘクタールあたり約3.9t)その環境浄化作用が大きな注目を集めています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変され、昭和45(1970)年に61%を占めていた樹林地率が平成14(2002)年には、46.3%まで減少するなど、全体的にみどりの減少が進んでいます。とりわけ中心市街地では、緑被率が10%を切り、まとまったみどりが少なくなっています。

また、市内の緑地には、希少な動植物が生息している情報も寄せられており、みどりとしての環境的価値に着目するとともに、生物多様性の観点から、貴重な緑地を八王子市の緑地保護地区及び斜面緑地保全区域、東京都の緑地保全地域に指定し、その保全を図っているところです。

八王子市の緑の移り変わり

大正10(1921)年
65%の樹林地率



昭和54(1979)年
58%に減少

美山・小津地区の採石場、加住地区の住宅開発などの影響で大規模に改変されました。



昭和29(1954)年
68%に増加

戦争や養蚕業の衰退により桑畑が減り、薪炭林に転用されたため、周辺部の平坦地に雑木林が多くなりました。



平成2(1990)年
51%に減少

ニュータウンをはじめ、住宅地、墓園、大学等の面的整備による大規模改変が進められました。



昭和45(1970)年
61%に減少

樹林地は市街地に変化する傾向が強まり、市面積の約7%にあたる樹林が減少しました。



平成4(1992)年...49.60%に減少

平成9(1997)年...47.46%に減少

平成14(2002)年...46.30%に減少
住宅開発などにより年々減少しています。

主な目標

- ・ 手入れされていない人工林の間伐 対象事業：2.(3)
- ・ 公園アドプト制度適用箇所の拡大 対象事業：2.(5)
- ・ 斜面緑地保全区域の拡大 対象事業：3.(1)
- ・ みどりの保全基金の財源拡充及び活用 対象事業：3.(2)

2. 緑地保全の取り組み

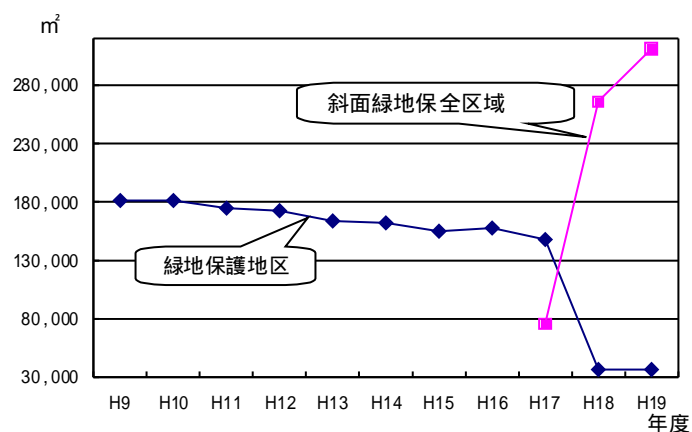
(1) 緑地保護地区の指定

昭和61年に制定された「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を支援し、適正な管理を行うとともに、伐採などの行為については、届け出を義務付けています。18年度には、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき斜面緑地保全区域へ移行したため、指定地域は、20年3月31日現在、4ヶ所、面積36,345㎡となっています。

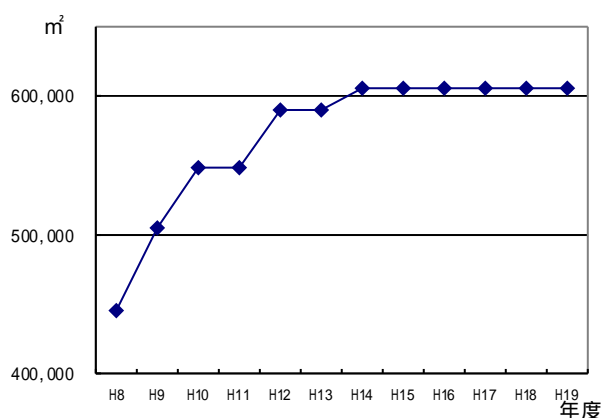
(2) 東京都の緑地保全地域の指定

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し、都民の大切な財産として未永く残していこうとしています。指定地域は、20年3月31日現在、11ヶ所、面積605,597㎡となっています。

八王子市緑地保護地区・斜面緑地保全区域面積推移



八王子市内の東京都緑地保全地域面積推移



(3) 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、東京都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が東京都から受託し、実施しています。

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
間伐実施面積 (ha)	62.7	78.8	77.8	53.4	46.2

(4) 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに、災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など、多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、17年度から、生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
指定面積 (ha)	273.0	270.5	272.1	269.4	265.6

(5) 公園のみどり

市民の皆さんと行政の協働による公園の維持活動のあり方を求めて、14年度より、公園アドプト制度を導入しました。市民の皆さんに、身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施することで、美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果を期待しています。

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
登録団体数	80	117	137	162	175

3. 市街地内みどりを保全する施策

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民・事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定とこれに伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定しました。また、その施策の実現を図るため、「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金条例」を制定しました。

(1) 「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は、近年の宅地化などにより徐々に減少しており、今までその保全に取り組んできましたが、法律や都条例等による十分な保全措置もないことから、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難な状況になっています。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけでなく、それと深いかわりを持つ動植物の生息地となっており、また、木々による環境浄化作用を通して健康保持にも大きな影響を及ぼしています。

そこで、これらの役割を「みどりが持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるような新たな仕組みづくりに取り組み、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を平成17年7月1日に施行しました。この条例により、法律やこれまでの条例では保全しきれない樹林地を守っていきます。

条例の特徴

- (1) 公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定
- (2) みどりの環境的な価値に相当した支援
- (3) 保全区域内の行為の届出
- (4) みどりの保全基金の活用
- (5) 斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体の育成及び支援



市街地内に残る貴重なみどり

この条例に基づき、斜面緑地保全区域の指定拡大を行い、その内容は下記のとおりです。

平成18年4月1日指定	107,542.05㎡(緑地保護地区からの移行)
平成18年6月20日指定	3,778.00㎡
平成19年2月14日指定	81,056.03㎡
平成19年11月29日指定	13,347.00㎡
(新規指定：小宮八ヶ上斜面緑地保全区域)	
平成20年2月29日指定	36,536.00㎡
(追加指定：片倉及び打越大畑斜面緑地保全区域)	
(新規指定：片倉上、西中野甲ノ原及び館町尾崎斜面緑地保全区域)	

これにより指定地域は、20年3月31日現在、市内27ヶ所、指定面積311,138.08㎡となっています。

(2) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、16年度には「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金」を制定しました。基金の財源として、開発行為による植樹委託金及びごみ指定収集袋の収入等を繰入れ、基金の充実を図っています。また、市民や企業の環境意識の高揚から、「みどりの保全基金」への寄付申出もあり、引き続き、市のホームページ等を利用し、保全基金の活用を紹介しながら、周知に努めていきます。

4. みどりの公有化

19年度は、「根付斜面緑地保全区域」の一部に相続が発生し、市街地に残る貴重なみどりを恒久的に保全するため、「みどりの保全基金」の一部を活用し、「根付緑地(5,335.75㎡)」を取得し、公有化を図りました。



コナラを中心とした雑木林

5 緑化の推進

(1) 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御など、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置など、可能な箇所への植樹に努めています。

市道の新設にあたっては、可能な箇所について街路樹や低木の植栽をしていきます。

また、国や都に対しては、道路の新設や拡幅などの実施計画の段階において、道路の緑化を行うよう、積極的に働きかけています。



みどりうるおう街路樹

(2) 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。

19年度は、37件、延長414メートルについて補助を行いました。年々申請が減る傾向にあります。

視覚によるPRとして、19年度より、市役所本庁舎において、生け垣の見本を展示しています。

景観や防災面などからも重要性をPRし、イベント時のパンフレット配布や、新築及び増改築の際は生け垣をつくるよう今後も普及啓発に努めていきます。



沿道の緑化（生け垣）



生け垣見本の展示

(3) 花づくり事業



「マルベリー花づくり会」による植替作業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上及び南大沢駅前歩行者専用道路上のプランターに、市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開し、行き交う多くの人を和ませています。

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん(マルベリー花づくり会及び南大沢みどりのサポーターの会)が中心となって実施しています。

また、職場体験やインターンシップなど、多くの若者が花づくり事業を体験することで、事業周知だけではなく、緑化意識の向上などの効果も期待しています。

6. 今後の展開

緑地の保全については、斜面緑地保全委員会などの意見を聞きながら、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく斜面緑地保全区域の指定拡張、引き続き土地所有者への支援、また、維持管理のための保全団体の育成を開始するとともに、「みどりの保全基金」を活用しながら、貴重なみどりの保全に努めます。市街地のみどりについては、道路の緑化、生け垣造成の補助のPRなどをはじめ、壁面緑化についても検討していきながら、緑化を推進していきます。また、花づくり事業については、これまでの市民との協働事業をさらに充実させていきます。

今後は、「緑の基本計画」の策定にあたって、市民、事業者などの視点を反映した新たなみどりの保全や緑化の推進も検討していきます。

7. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「みどり」の分野について、3段階からなる評価を行いました。また、市の内部評価及び環境推進会議における市民との相互の評価は以下のとおりです。（評価の手法については15ページ参照）

評価 :

<市の内部評価>

斜面緑地保全区域の指定面積は目標を達成できなかったものの、着実に指定区域は広がっていることから、今後も積極的に取り組むこと。

公園アドプトの参加団体は着実に増加しており、里山活動についても推進すること。

森林再生事業については、所有者の問題等から毎年度目標を達成できない状況ではあるが、森林機能を回復させるためにも、所有者への周知に努めること。

<環境推進会議での評価>

緑地の保全・回復のために、斜面緑地保全区域の指定拡大及び森林再生事業における所有者への周知に努めること。

公園アドプト制度は着実に成果を上げているものの、里山保全のしくみづくりについては積極的に推進すること。